

第4回美幌町行政改革推進委員会議案

と き 平成25年2月13日(水)

午後6時30分から

ところ 美幌町議会 第1・第2議員控室

……… 次 第 ………

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 行政改革推進委員会への審議依頼について

(悪質滞納者に対する行政サービスの制限について)

(2) 第5次美幌町行政改革実施計画(素案)について

(3) その他

4 閉 会

「サービス制限の拡大強化等」対策本部検討経過

【平成 23 年度】

11 月 24 日 収納向上対策「本部会議」

①検討項目毎に議論することで確認

② 1 「新たな納付方法」について検討

12 月 20 日 収納向上対策「本部会議」

2 「氏名公表」 3 「サービス制限の拡大強化」について検討

2 月 15 日 収納向上対策「本部会議」

「滞納者サービス制限条例」制定先進地道内 7 市町の調査及び
美幌町「行政サービス事業項目」の調査結果概要報告

【平成 24 年度】

5 月 11 日 収納向上対策「本部会議」経過報告

9 月 24 日 収納向上対策「実務会議」

1 「新たな納付方法」におけるクレジット収納について、h25 年度水道導入予定を当面見送り報告確認。10 月 10 日本部会議で同様確認

10 月 31 日 収納向上対策「本部会議」（10 月 29 日実務会議）

12 月 3 日 収納向上対策「本部会議」（11 月 27 日実務会議）

「収納体制の強化と人材育成」について検討

「サービス制限の拡大強化」及び「債権管理条例制定」にむけた内部検討委員会の設置、スケジュール確認

【対策本部の確認事項】

◎行政サービスの制限措置の運用により、未納及び滞納を抑止する効果があり、町税等の納付に対する町民の信頼が確保されている。

◎現在、個別に実施している 20 項目に及ぶ「行政サービス制限」の拡大に向け、現状把握のための調査を実施する。

◎悪質滞納者に対する対策強化を主眼とした「総合的な行政サービス制限」による滞納抑制を目的とした条例制定の是非を検討する。

◎「サービス制限」条例に悪質滞納者の氏名公表を盛り込むかは専門家の助言を受けながら慎重に判断する。

◎行政サービス制限項目は関係部署が多岐に渡り理解が必要であり、検討すべき事項も多く（対象事業項目、対象者範囲等）、幅広く意見を聞く体制が必要である。

◎住民の権利を制限する内容であり、基本条例に基づき町民参加を求める必要がある。

【別紙資料】

①滞納者サービス制限条例等道内調査結果一覧

②町税等滞納に対する「行政サービス制限項目」調査表（H22～23 年度実績）

滞納者サービス制限条例等調査(回答結果)

項目	上富良野町	赤平市	芽室町	七飯町	網走市(要綱)	小清水町	清里町
1 サービス制限条例の特徴	悪質滞納者に対する「氏名公表制度」を盛り込んだ条例となっており、サービス制限事業項目62事業について、事業担当者が徴税吏員(対象債権が町税・国保税)に確認して条例手続きに沿って取り進めている。氏名公表及びサービス制限の実績は無いが、負担と受益の公平を実現する町の姿勢を明確にしたことで新たな滞納発生の抑止力となった。	特定滞納者(著しく誠実性を欠く者)をあらかじめ特定滞納者審査委員会において認定した者に特化し、対象行政サービスを総合的に制限する条例となっている。その他の未納者、滞納者は各既存事業条例・要綱の制限規定による運用がなされている。特定滞納者H23年12月末 本人36人 世帯構成員33人 計69人 条例施行後(h18年4月)サービス制限実績6件	個別の事業条例・要綱の制限規定は、従来どおり適用し、サービス制限条例により新たに制限する項目を①納期限内に完納していないもの②督促の納期限までに納付がないもの③特定滞納者(一般的に悪質滞納者と言われるもの)の3区分し、制限項目の適用範囲、制限緩和の取扱いを異にすることで滞納者を一律に扱うことなく町民の理解を得やすいものになっている。確認作業が複雑となることから町税と国保税に対象債権を限定している。町民の中に受益と負担の関係から税の支払いの意義が高まった。制限実施実績 h21 27人 h22 69人 h23・12月末 30人	対象債権は、町税・国保税を対象にしており、サービス制限事業項目は33項目を対象に、サービス制限措置条例の規定による統一な対応となっている。行政サービス申請時に滞納がある場合は、申請受付担当及び税務課収納係において条例の手順により対応し、サービス制限の最終判断は申請担当課で行うこととなっている。そのため税務課ではこの条例によるサービス制限の実施状況は把握していない。条例制定により、一時的な収納率向上、滞納額削減のほか、負担と受益の公平を実現する町の姿勢を明確に示すことになるが、零細業者の育成や生活弱者の福祉政策等との整合性の問題がある。	実施要綱により、市税及び国保税の滞納がある者に対して、32事業の関係条例・要綱等に基づき行政サービスを規制することとしている。実施要領において、規制措置の決定を行うため、審査委員会を設置しているが、審査委員会は個別条例等で制限規定が無い事業を対象に審査しているとのことであり、h22年度制限実績6人は審査委員会の対象外とのこと。収納率の向上対策として一定の成果があったと判断している。	対象債権は、町税・国保税外12債権を対象に、サービス制限事業は24事業を対象としており、個別の事業条例・要綱の制限規定のあるもののほか、この条例の規定を適用している。過去の経過から「著しく誠実性を欠く者」を徴収強化委員会(徴収関係課とサービス担当課の代表で構成)で予め協議決定(年2回開催)しており、当該者が行政サービス申請された場合は、徴収強化委員会で対応を検討することとしている。なおこの条例を適用してサービスを制限した事例はないが、申請時点で未納の相談を行うことで、納付又は分納誓約につながる効果がある。	対象債権は、町税・国保税外9債権を対象に、サービス制限事業は25事業を対象としており、個別の事業条例・要綱の制限規定のあるもののほか、この条例の規定を適用している。申請受付担当者が確認様式により確実に滞納の有無、分納状況の確認を行っている。なおこの条例を適用してサービスを制限した事例はないが、申請時点で未納の相談を行うことで、納付又は分納誓約につながる効果がある。
2 目 的	憲法、自治法による権利と義務に基づく不誠実滞納者の滞納防止のためサービス制限措置を講ずることで町民の信頼を確保 ※第1条	滞納放置が市民の公平感を阻害滞納者等び特別措置を講じ、徴収強化、滞納防止を図り、市民の信頼を確保 ※第1条	滞納が町民の公平感を阻害することを考慮し、滞納者等に対し特別措置を講じ町税等の徴収に対する町民の信頼を確保する ※第1条	滞納放置が町民の公平感を阻害することから、著しく誠実性を欠く滞納者に対し、滞納防止のための制限措置を講じ、町民の信頼を確保する ※第1条	規制対象事業の関係条例等に基づき規制する措置について、定める ※第1条	滞納により公平感を阻害著しく誠実性に欠く者に、滞納防止、納付促進のため制限措置を講じ、公平、信頼を確保 ※第1条	滞納により公平感を阻害著しく誠実性に欠く者に、滞納防止、納付促進のため制限措置を講じ、公平、信頼を確保 ※第1条
3 対象債権	一般町税、国保税 ※第2条1項1号	市税、国保税外12債権 ※第2条1項1号	一般町税、国保税 ※税とその他債権及びその他債権間のバランスをとることが難しいこともあり税に限定 ※第3条1項1号	一般町税、国保税 ※第3条1項1・2号	市税、国保税 ※第1条	町税、国保税外12債権 第2条1項1号、規則第3条	町税、国保税外9債権 第2条1項1号
4 既存事業等条例・要綱とサービス制限条例との調整規定	調整規定が無く、すべて「サービス制限条例」により統一に取り扱っている	規定無し	各行政サービス実施条例等による制限規定によるほかこの条例の規定を適用する旨規定 ※第2条	調整規定はあるが、「サービス制限条例」により統一に取り扱っている ※第2条	規定無し 各事業の条例、規則、要綱等において制限を規定	各行政サービス実施条例等による制限規定によるほかこの条例の規定を適用する旨規定 ※第3条	各行政サービス実施条例等による制限規定によるほかこの条例の規定を適用する旨規定 ※第3条
5 市町の責務	規定有り ※第3条	規定無し	規定無し	規定有り ※第4条	規定無し	規定有り ※第4条	規定有り ※第4条
6 納税義務者の責務	規定有り ※第4条	規定無し	規定無し	規定有り ※第5条	規定無し	規定有り ※第5条	規定有り ※第5条
7 行政サービス制限項目	町長の権限による許認可、入札契約補助金、交付金、助成金等 ※第6条2項 ※規則第2条別表別表一覧のとおり 10区分 62事業対象	市長の権限による職員・臨時職員の採用 ※規則3条1号2号 許認可、入札契約、補助金、交付金、助成金等 ※第3条別表のとおり	①納期限の翌日から制限一許可、入札契約補助金等 ②督促納期限から制限一報償等 ③特定滞納者(悪質滞納者)一福祉関係事業 ※第2条別表のとおり 41事業	町長の権限による許認可、入札契約補助金、交付金、助成金等 ※第2条 別表 33事業	市長の権限による許認可、入札契約補助金、交付金、助成金等 ※第1条別表 32事業	町長の権限によ補助金、交付金、助成金等 ※第2条第5号 ※規則第4条別表第1 24事業	町長の権限によ補助金、交付金、助成金等 ※第2条第6号別表第2 25事業
8 制限対象者 納付確認対象者	滞納し、かつ不誠実な者 本人、生計を一にする同居親族 法人、法人の代表者 ※第1条、第7条2項 ※規則第3条別表の対象者区分	特定滞納者(著しく誠意がない) 滞納者本人、世帯構成員 法人(団体)の代表者 ※第3条、第2条1項3・4号	滞納者及び特定滞納者 ※第1条、第3条 滞納者、同一世帯配偶者・1等親の法定相続人、法人、法人の代表者 ※第4条、第7条、規則第3条1項	著しく誠実性に欠く者 申請者、世帯員等、法人、法人の代表者 ※第1条、第6条、第11条 ※、規則第5条	誠意を持って応じない者 滞納がある個人、法人(団体) 法人(団体)の代表者 ※第2条	著しく誠実性に欠く者 申請者、同居世帯員、保証人、法人 ※第1条、第6条、第9条 ※、規則第2条、第5条別表第2の者	著しく誠実性に欠く者 申請者、同居世帯員、法人 ※第1条、第6条、第9条 ※、規則第2条、第3条
9 納付の確認	申請書の同意事項により、納付確認 ※第7条	申請時に特定滞納者か確認 ※第5条、規則第2条	申請時に徴税吏員に確認 ※第7条、規則第2条	申請時に税務課に確認 ※第11条	申請時に税務課に確認	申請時に納付確認(同意規定あり) ※第9条	申請時に納付確認(同意規定あり) 申請担当者が確認様式により確認 ※第9条
10 行政サービスの措置規定	①サービス制限措置を講ずることができる ※第6条 ②未納がある時は、行政サービスの手続きを停止しなければならない。 ③納税誓約書の提出し、審査及び承認したときは手続きを進める ※第6条 第9～11条	①特定滞納者に対して、サービス制限の措置等を講じなければならない ②完納、納税誓約による納付が確実など市長が認めたとき制限を解除 ※第3条、第6・7条	①滞納者に対して督促及び滞納処分着手と併せ、サービス制限措置を講ずることができる ②滞納がある時は、行政サービスの手続きを停止しなければならない。 ③分納誓約書の提出し、審査及び承認したときは手続きを進める ※第4・第9～12条	①滞納者に対して督促、滞納処分及び質問検査等の着手と併せ、サービス制限措置を講ずることができる ②滞納がある時は、行政サービスの手続きを停止しなければならない。 ③分納誓約書の提出し、審査及び承認したときは手続きを進める ※第6～16条	①個別条例・規則等の規定及び規定が無いものは審査委員会の決議により制限措置を決定する ②完納、納税誓約による納付が確実など市長が認めたとき制限を解除 ※第3～5条	①納付相談、指導等を講じた上で、著しく誠実性を欠く者に対し、サービス制限措置を講ずることができる ②滞納がある時は、手続きを停止する ③分納誓約書の提出により、確実な納付が見込まれる場合、サービス手続きを進める ※第11～14条	①納付相談、指導等を講じた上で、著しく誠実性を欠く者に対し、サービス制限措置を講ずることができる ②滞納がある時は、手続きを停止する ③分納誓約書の提出により、確実な納付が見込まれる場合、サービス手続きを進める ※第10～13条
11 氏名公表規定	悪質滞納者を対象に有り ※第6条3項	無し	無し	無し	無し	無し	無し
12 審査会等の設置	氏名公表する場合に審査 外部識者(弁護士、税理士等) 弁明の機会の付与あり 個人情報保護審査会の意見聴取 ※第13～16条、規則第4～16条	特定滞納者の認定等を厳正に行うため設置 内部関係者で構成 ※第6条、規則第4条 弁明の機会の付与あり ※第4条	無し	無し	規制措置を公平に行うため設置 内部関係者で構成 ※第3条	条例規定にないが、徴収強化委員会(徴収関係課とサービス担当課の代表で構成)を設置し「著しく誠実性を欠く者」を協議決定している 弁明の機会の付与あり ※第17条	無し 弁明の機会の付与あり ※第16条
13 不服申立	規定有り ※第18条	規定有り ※第8条	規定有り ※第15条	規定有り ※第19条	無し	規定有り ※第18条	規定有り ※第17条
14 損害賠償	規定有り ※第19条	規定有り ※第9条	規定有り ※第16条	規定有り ※第20条	無し	規定有り ※第19条	規定有り ※第18条
15 実施状況の公表	規定有り ※第20条	無し	無し	無し	無し	無し	

町税等滞納に対する「行政サービス制限項目」調査表(H22～23年度実績)

番号	グループ名	区分	変更区分	行政サービス対象項目	規定する条例・要綱等	制限措置状況	申請件数		担当名
						有	H22年度	H23年度	
1	住民活動	許認	継続	集会室の使用	美幌町集会室条例		2,322	2,045	住民活動
2		許認	継続	農作業準備休憩施設の使用	美幌町農作業準備休憩施設条例		261	239	住民活動
3		許認	継続	地域用水広報館の使用	美幌町地域用水広報館条例		704	670	住民活動
4		契約	継続	美幌町営バス・美幌町福祉バス運行業務	美幌町営バス・美幌町福祉バス運行業務委託契約書		1 契約数	1 契約数	住民活動
5		補助	継続	生活バス路線運行維持	美幌町生活バス路線運行維持費補助金交付要綱		3 補助申請件数	3 補助申請件数	住民活動
6		補助	継続	自治会活動運営補助	美幌町自治会活動運営補助金交付要綱		67	67	住民活動
7		補助	継続	自治会連合会・部会連合会及び 住民活動団体運営補助	美幌町自治会連合会・部会連合会及び 住民活動団体運営補助金交付要綱		10	10	住民活動
8		補助	継続	自治会等創立記念事業補助	美幌町自治会等創立記念事業補助金交付要綱		3	0	住民活動
9		補助	継続	地域集会施設整備助成事業	美幌町地域集会施設整備助成要綱		0	0	住民活動
10		補助	継続	美幌地区交通安全協会運営事業	美幌地区交通安全協会補助金交付要綱		1	1	交通安全
11		その他	継続	美幌町営バス・美幌町福祉バス運行業務	美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例・規則		4471 乗客数	9034 乗客数	住民活動
12		その他	継続	自主防災資機材の貸与	美幌町自主防災活動推進要綱		0	2	住民活動
13	契約財産	許認	継続	町有財産売払に関する事	町有地売払要綱	有	3		契約財産
14		許認	継続	貸付住宅入居に関する事	美幌町貸付住宅入居要綱	有			契約財産
15		許認	継続	町有財産の使用許可に関する事	美幌町財務規則		6	11	契約財産
16		許認	継続	町有財産の貸付に関する事	美幌町財務規則				契約財産
17		許認	継続	財産の交換、譲与、無償貸付に関する事	美幌町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例		1		契約財産
18		契約	継続	指名競争入札に関する事(町内業者)	美幌町工事請負入札参加資格者選定及び指名基準に関する要綱	有			契約財産
19		契約	継続	競争入札参加資格に関する事(工事・委託・物品)	美幌町工事請負入札参加資格者選定及び指名基準に関する要綱	有	19	28	契約財産
20		契約	継続	物品入札見積参加資格に関する事(町内業者)	美幌町物品等購入契約要綱	有	84 (登録件数)	96 (登録件数)	契約財産

町税等滞納に対する「行政サービス制限項目」調査表(H22～23年度実績)

番号	グループ名	区分	変更区分	行政サービス対象項目	規定する条例・要綱等	制限措置状況	申請件数		担当名
						有	H22年度	H23年度	
21	契約財産	契約	継続	簡易修繕入札見積参加資格に関すること(町内業者)	美幌町簡易修繕取扱要綱	有	84 (登録件数)	96 (登録件数)	契約財産
22	環境生活	許認	継続	墓地・霊園の使用	美幌町墓園等条例		10	11	環境衛生
23		許認	継続	指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の売りさばき	美幌町一般廃棄物処理手数料の収入証紙に関する条例	有	0	0	環境衛生
24		補助	継続	家庭用浄水装置設置費用補助金	美幌町水道未普及地区硝酸性窒素及び亜硝酸性窒対策事業補助金交付要綱		0	0	環境衛生
25	保健福祉	助成	新規	児童手当	児童手当法、児童手当事務処理規則		954	1,202	民生
26		補助	継続	乳幼児等医療費の助成に関すること	美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例		1,048	993	民生 障がい福祉
27		補助	継続	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関すること	美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例		1,291	1,253	民生 障がい福祉
28		補助	継続	腎臓機能障害者通院交通費助成に関すること	美幌町腎臓機能障害者に対する通院交通費助成規則		2	3	障がい福祉
29		補助	継続	特定疾患患者通院交通費助成に関すること	美幌町特定疾患患者に対する通院交通費助成規則		12	16	障がい福祉
30		補助	継続	心身障害者等交通費助成に関すること	美幌町心身障害者等に対する交通費助成規則		38	43	障がい福祉
31		補助	継続	精神障害者通院交通費助成に関すること	美幌町精神障害者に対する交通費助成規則		26	29	障がい福祉
32		補助	継続	障害者日常生活用具給付に関すること	美幌町日常生活用具給付等事業実施要綱		478	663	障がい福祉
33		補助	継続	福祉ハイヤー利用助成事業に関すること	美幌町福祉ハイヤー利用料助成事業実施要綱		305	311	障がい福祉
34		補助	継続	高齢者等住宅改善費助成に関すること	美幌町住宅設備改善事業助成要綱		9	4	高齢者福祉
35		補助	継続	高齢者等介護用品給付事業に関すること	在宅寝たきり高齢者介護用品給付事業運営要綱		140	186	高齢者福祉
36		補助	継続	プレママサポート14	美幌町妊婦一般健康診査等交通費補助金交付要綱		162	139	健康推進
37		補助	継続	エンゼル120	美幌町エンゼルサポート120事業実施要綱		201	190	健康推進
38		補助	継続	各種健康検診助成					
39		その他	継続	障害者訪問入浴サービス事業に関すること	美幌町地域生活支援事業実施規則 美幌町訪問入浴サービス事業実施要綱		2	2	障がい福祉
40		その他	継続	障害者移動支援事業に関すること	美幌町地域生活支援事業実施規則 美幌町障害者移動支援事業実施要綱		55	42	障がい福祉
41		その他	継続	障害者日中一時支援事業に関すること	美幌町地域生活支援事業実施規則 美幌町障害者日中一時支援事業実施要綱		52	51	障がい福祉
42		その他	継続	在宅高齢者等除雪サービスに関すること	美幌町在宅高齢者等除雪サービス事業実施要綱		8	12	高齢者福祉

町税等滞納に対する「行政サービス制限項目」調査表(H22～23年度実績)

番号	グループ名	区分	変更区分	行政サービス対象項目	規定する条例・要綱等	制限措置状況	申請件数		担当名
						有	H22年度	H23年度	
43	保健福祉	その他	継続	高齢者等移送サービスに関すること	美幌町移送サービス事業実施要綱		200	218	高齢者福祉
44		その他	継続	高齢者等配食サービスに関すること	美幌町配食サービス事業実施要綱		56	84	高齢者福祉
45	児童支援	補助	継続	美幌町認可外保育所利用者補助金	美幌町認可外保育所利用者補助金交付要綱	有	13	21	児童支援
46		補助	継続	美幌町重度障害児保育事業補助金	美幌町重度障害児保育事業補助金交付要綱		0	1	児童支援
47		その他	継続	子ども発達支援センター入所	子ども発達支援センター条例		24	29	児童支援
48		その他	継続	学童保育所入所	学童保育所条例		144	136	児童支援
49		その他	継続	幼児ことばの教室	子ども発達支援センター条例		28	31	児童支援
50		その他	継続	子育て支援センター入所	子育て支援センター条例		延べ 11,049	延べ 10,960	児童支援
51		その他	継続	児童センター入所	児童センター条例		延べ 5,907	延べ 5,258	児童支援
52		その他	継続	保育園入園	保育所条例		113	102	児童支援
53		その他	継続	季節・へき地保育所入所	季節・へき地保育所条例		109	102	児童支援
54		補助	継続	新規就農者等支援事業補助金等	新規就農者等支援事業補助要綱		28	27	農務
55	農政	補助	継続	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要綱		一	4	畜産
56		補助	継続	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金	農業経営基盤強化資金利子補給交付要綱		258	248	農務
57		補助	継続	次世代農業者支援融資利子補給費補助金	次世代農業者支援融資利子補給交付要綱		18	16	農務
58		その他	継続	市民農園「みなくるファーム」	特定農地貸付要綱		59	86	みらい農業センター
59	耕地林務	補助	改正後	美幌町産材活用促進事業	美幌町産材活用促進事業補助金交付要綱	有	16	13	森林
60		補助	継続	美幌町木質ペレットストーブ普及宣伝事業	美幌町木質ペレットストーブ普及宣伝事業実施要領	有	4	6	森林
61	商工観光	補助	継続	観光物産宣伝研修報償	美幌町観光物産宣伝事業実施要綱		5	6	観光担当
62		補助	継続	住宅用太陽光発電システム設置モニターの委託	美幌町住宅用太陽光発電システム設置モニター要綱	有	20	19	商工労政担当
63		補助	継続	中小企業への助成、融資、利子等の補給	美幌町中小企業振興条例施行規則	有	316	293	商工労政担当
64		補助	継続	勤労者住宅資金の貸付	美幌町勤労者住宅資金貸付条例施行規則	有	0	0	商工労政担当
65		補助	継続	商工業研修活動報償	美幌町商工業研修活動報償要項		0	6	商工労政担当

町税等滞納に対する「行政サービス制限項目」調査表(H22～23年度実績)

番号	グループ名	区分	変更区分	行政サービス対象項目	規定する条例・要綱等	制限措置状況	申請件数		担当名
						有	H22年度	H23年度	
66	商工観光	補助	継続	空き店舗活用事業補助	美幌町空き店舗活用事業補助金交付要綱		1	0	商工労政担当
67		その他	継続	立地企業に対する固定資産税の免除	美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例	有			商工労政担当
68	建設	許認	継続	町営住宅入居者の資格	美幌町営住宅管理条例	有	43	39	公営住宅担当
69		許認	継続	町営住宅の駐車場使用許可	美幌町営住宅管理条例	有	1	2	公営住宅担当
70		補助	継続	住宅リフォーム促進助成事業	美幌町住宅リフォーム促進補助金交付要綱	有	一	93	指導担当
71		補助	継続	住宅耐震改修助成事業	美幌町住宅耐震改修補助金交付要綱	有	一	0	指導担当
72		その他	継続	水洗便所改造等資金貸付金	美幌町水洗便所改造等資金貸付条例	有	2	2	維持
73	水道	許認	継続	給水装置工事指定業者の登録	美幌町給水装置工事指定業者規程	有	1	0	設備担当
74	学校教育	補助	継続	美幌町私立幼稚園就園奨励費補助金	美幌町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱		345	295	総務担当
75		補助	継続	美幌町私立幼稚園就園振興補助金	美幌町私立幼稚園就園振興補助金交付要綱		2	2	総務担当
76		補助	継続	要保護準要保護児童生徒就学援助費	要保護及び準要保護児童生徒就学援助の事務取扱要領		238	252	学校教育担当
77		補助	継続	統合地区児童生徒通学費補助金	統合地区児童生徒通学費補助金交付要綱		70	74	学校教育担当
78		補助	継続	遠距離通学児童生徒通学費補助金	遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱		6	6	学校教育担当
79		その他	継続	美幌町奨学金	美幌町奨学金条例		4	5	総務担当
80	社会教育	その他	継続	美幌町明和大学	美幌町明和大学学則		105	96	社会教育
81		その他	継続	美幌町女性国内研修	美幌町女性国内研修実施要項		1	2	社会教育
82	スポーツ振興	許認	継続	指定管理者の指定に関すること	美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例			一	振興担当
83		許認	継続	公共施設占有使用許可に関すること	美幌町スポーツ施設条例			一	振興担当
84		許認	継続	学校体育施設使用許可に関すること	美幌町立学校施設開放に関する規則		30	34	振興担当
85		補助	継続	全国・全道大会選手派遣補助に関すること	全国・全道競技大会選手派遣費補助要項		13	12	振興担当

第 5 次

美幌町行政改革実施計画（素案）

（平成 25 年度～平成 27 年度）



平成 25 年（2013 年）3 月

美 幌 町

目 次

I 美幌町行政改革実施計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
(1) 本町が目指す新しい行政運営	1
(2) 計画の基本理念	2
(3) 計画の基本方針・推進項目	3
(4) 計画期間	4
3 計画の進行管理・推進体制	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 推進体制	4
II 美幌町行政改革実施計画取組項目一覧	5

I 美幌町行政改革実施計画の策定について

1 計画策定の趣旨

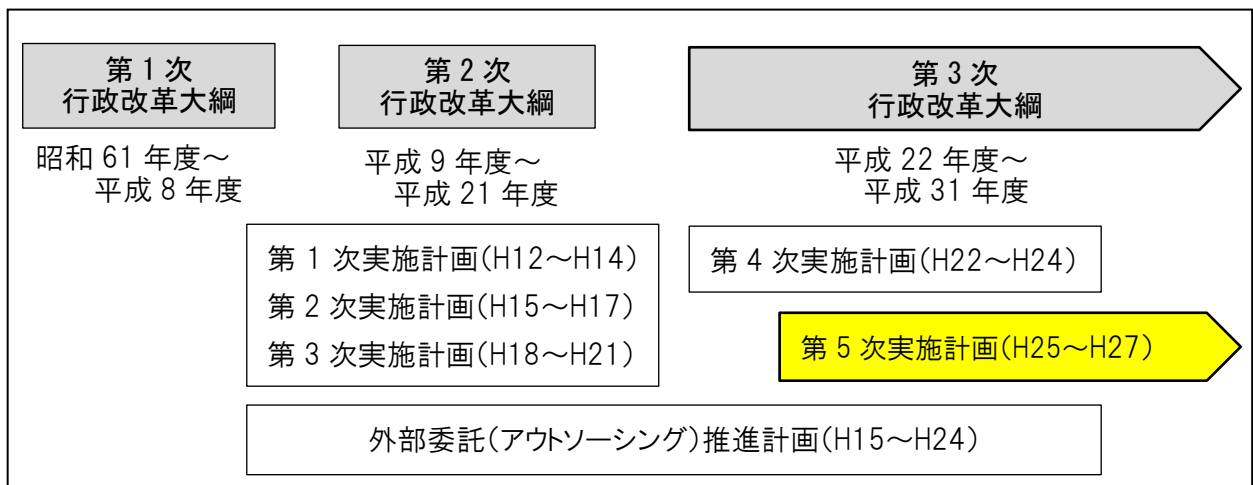
本町では、昭和61年に「美幌町行政改革大綱」を策定して以来、27年にわたり、行政改革に取り組み一定の成果を上げてきました。その間、少子高齢社会の進展、地方分権の推進、景気の低迷など、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変わってきました。

これらの環境の変化に対応するため、平成9年に「第2次美幌町行政改革大綱」を策定し、この大綱に基づく具体的な取り組みを進めるため平成12年に「第1次美幌町行政改革実施計画」を策定し、その後、3年から4年に一度、実施計画を見直してきました。

平成22年には第2次大綱の見直しを行い「第3次美幌町行政改革大綱」を策定するとともに、「第4次美幌町行政改革実施計画」を策定し、事務事業の見直しなどの取り組みに努めてきました。

しかしながら、本格的な少子高齢社会の到来など社会情勢の急激な変化の中で、持続可能な行財政運営を図っていくために解決すべき課題は未だに山積している状況にあります。

こうしたことから、今後においても財政基盤の安定を図りながら、最少のコストでより質の高い行政サービスを提供することによって町民の皆さんがより満足感のある幸せな暮らしが送れるよう、引き続き行政改革に取り組む必要があるため、「第5次美幌町行政改革実施計画」を策定するものです。



2 計画の概要

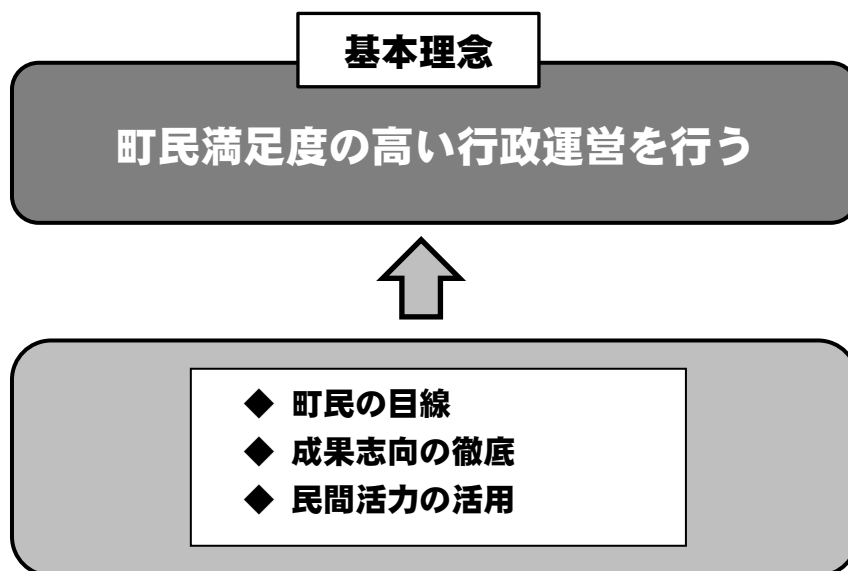
(1) 本町が目指す新しい行政運営

少子高齢化や社会情勢の変化により、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しております。また、個人の価値観やライフスタイルの変化は福祉、教育など様々な分野において町民ニーズの多様化、複雑化をもたらしており、より町民ニーズに適合した行政運営を進めていくためには今までのように経費の縮減を中心とした行財政改革だけでは不十分であり、新たな考えのもとで行政運営を行っていく必要があります。このため、町民の目線でニーズを的確に捕らえ、限りある人的・物的資産(ヒト、モノ、カネ、ジカン)を有効に活用して、町民ニーズにこたえる公共サービスを提供し、町民満足度の向上を図るとともに、簡素で効率的・効果的な行政システムを確立していきます。

また、町民の多様なニーズにこたえるために、民間(町民・自治会・各種団体・NPO・企業等)活力を積極的に活用し、官民協働によるまちづくりを推進していきます。

(2) 計画の基本理念

本計画の基本理念を「限りある経営資産を有効に活用し町民満足度の高い行政運営を行う」こととし、この基本理念を達成するために次の4つの考え方を取り入れ取り組みの具体化を図るものとします。



① 町民の目線

町民の価値観やニーズを的確に捕らえ行政運営を行い、町民満足度を高めていきます。

② 成果志向の徹底

町の実施する施策によって町民満足度がどの程度向上したかなど費用対効果を含め施策の成果を測定するとともに、町民にとって見える形で具体的な成果を示していきます。

③ 民間活力の活用

民間活力や競争原理により、より質の高いサービスを提供します。民間に任せられることが可能なサービスは積極的に民間に任せていきます。

(3) 計画の基本方針・推進項目

新しい行政運営の考え方及び本計画の基本理念を反映し、組織や事務事業の見直しなどにより行政の無駄を削減する「量の改革」と、限りある人的・物的資産を有効に活用して行政効果を高め、行政サービスの向上を追求する「質の改革」の2つの視点を柱とし、4つの基本方針と各々の推進項目に基づき実施していきます。

基本方針 1 簡素で効率的・効果的な行政運営の推進

- (1) 新たな行政運営システムの構築
- (2) 質の高いサービスの提供
- (3) 公共施設の適正配置
- (4) 公共施設の効率的な維持管理

基本方針 2 未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立

- (1) 財政の自立性の確保
- (2) 歳入の確保
- (3) 歳出の抑制
- (4) 公営企業等の健全経営

基本方針 3 組織の活性化と職員力の向上

- (1) 効率的で機動的な組織体制の確立
- (2) 適正な人事管理
- (3) 職員の資質向上

基本方針 4 協働と連携による行政運営の推進

- (1) 町民との協働の推進
- (2) 透明度の高い町政の運営
- (3) 町民参加の推進
- (4) 民間活力の導入
- (5) 連携による新たな取り組み

(4) 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

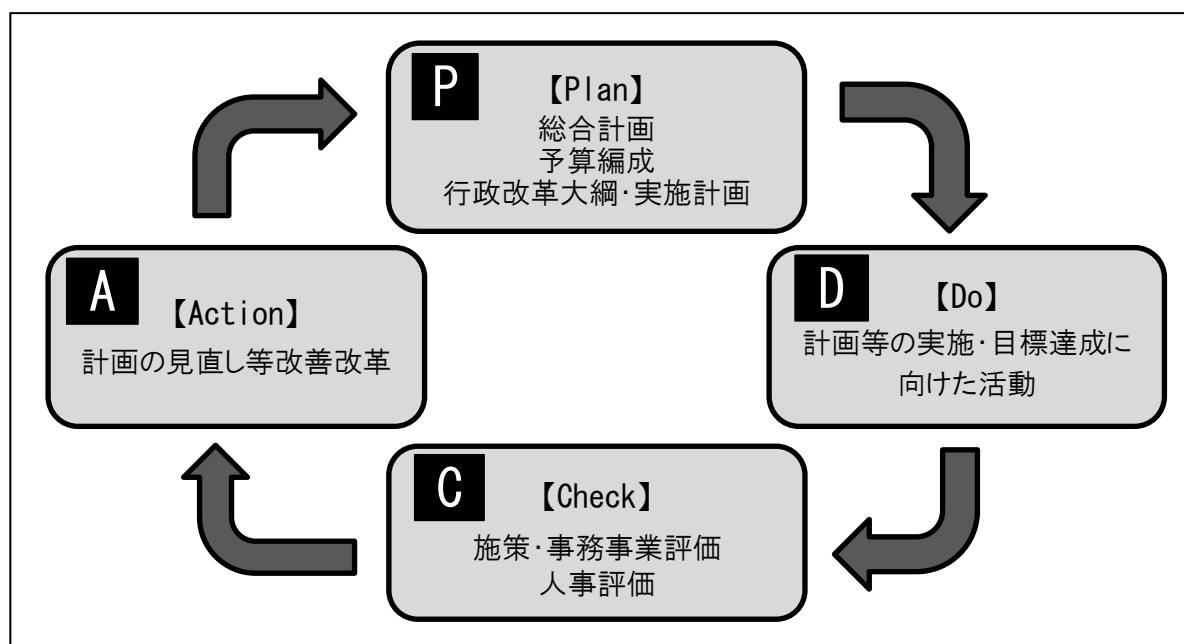
これは、本町の最上位計画である「第五期美幌町総合計画」の計画終了年度と合わせて計画期間を設定するものです。

3 計画の進行管理・推進体制

(1) 基本的な考え方

計画の進行管理については、取り組み項目の着実な実施と実施内容の具体的な成果と課題の検証を行うとともに、期間中における社会経済状況などの変化に迅速・的確に対応し、新たな改革など必要な取り組みを反映させ、さらなる改革の強化を図るPDCAサイクルに基づき実施します。

なお、このPDCAサイクルは、行政改革における事務事業の改善のみに留まらず、行政経営という観点から組織目標管理、人事管理や予算編成に連動させる行政経営システムとして構築していくことを目指します。



(2) 推進体制

改革の推進にあたっては、全庁をあげて取り組むため、町長を本部長とする「美幌町行政改革推進本部」を設置し、推進本部の下、全職員が本計画の意義を十分認識し、各部が主体的に取り組むを実行していきます。

また、町民の視点から意見等をいただくために、有識者や公募町民から構成する「美幌町行政改革推進委員会」を設置し、進捗状況に対する意見・助言をいただき、それらの意見等を更なる改革の取り組みに反映させていきます。

Ⅱ 美幌町行政改革実施計画取組項目一覧

基本方針			
推進項目			
取組項目	担 当	G	ページ
1 簡素で効率的・効果的な行政経営の推進			
(1) 新たな行政運営システムの構築			
① 行政評価システムの本格導入	政 策 財 務	G	9
② 事務事業のマニュアル化	総 務	G	9
(2) 質の高いサービスの提供			
① 権限移譲の推進	関 係	G	10
② 窓口対応の向上	関 係	G	10
③ 窓口業務の見直し	関 係	G	10
④ 電子申請の拡充	住 民 活 動	G	10
(3) 公共施設の適正配置			
① 小中学校の適正配置	学 校 教 育	G	11
② 季節保育所の統廃合	児 童 支 援	G	11
③ へき地保育所の統廃合	児 童 支 援	G	11
(4) 公共施設の効率的な維持管理			
① 公共施設の有効活用	関 係	G	12
② 公共施設改修・長寿命化修繕計画の策定	総 務	G	12
③ 橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	建 設	G	12
④ 公園施設長寿命化計画の推進	建 設	G	12
2 未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立			
(1) 財政の自立性の確保			
① 計画的な財政運営の確保	政 策 財 務	G	13
② 公債費の抑制	政 策 財 務	G	13
(2) 歳入の確保			

基本方針

推進項目

取組項目

担 当 G

ページ

2 未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立

(2) 歳入の確保

① 新たな税財源の確保	税 務 G	14
② 新たな財源の確保	関 係 G	14
③ 寄附金制度の拡充	政 策 財 務 G	14
④ 使用料・手数料の見直し	政 策 財 務 G	14
⑤ 減免措置の見直し	政 策 財 務 G	15
⑥ 町外者利用による割増料金の設定	政 策 財 務 G	15
⑦ 町有財産の売却及び貸付の推進	契 約 財 産 G	15
⑧ 安定的な税財源等の確保	関 係 G	15
⑨ 債権管理条例の制定について	関 係 G	16
⑩ 新たな納付方法の導入	関 係 G	16
⑪ 悪質滞納者対策	関 係 G	16
⑫ 収納体制の強化	関 係 G	16

(3) 歳出の抑制

① 特別職給与の削減	総 務 G	17
② 管理職手当の抑制	総 務 G	17
③ 職員給与及び退職手当の適正化	総 務 G	17
④ 早期勧奨退職制度の推進	総 務 G	17
⑤ 補助金・負担金の見直し	総 務 G	18
⑥ 給付サービスの見直し	関 係 G	18
⑦ 内部管理経費の削減	総 務 G	18

(4) 公営企業等の健全経営

① 公共下水道及び個別排水事業の見直し	建 設 G	19
---------------------	-------	----

基本方針

推進項目

取組項目

担 当 G

ページ

2 未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立

(4) 公営企業等の健全経営

② 公営企業会計の導入	建 設 G	19
③ 国民健康保険事業の見直し	環 境 生 活 G	19
④ 病院事業の見直し	病 院 G	19
⑤ 水道事業の見直し	水 道 G	20

3 組織の活性化と職員力の向上

(1) 効率的で機動的な組織体制の確立

① 組織機構の見直し	総 務 G	21
② 会議運営の見直し	総 務 G	21
③ 職員連絡体制の強化	総 務 G	21

(2) 戦略的な人事管理

① 人事評価制度の導入	総 務 G	22
② 定員の適正管理	総 務 G	22
③ 臨時・嘱託職員の適正配置	総 務 G	22

(3) 職員の資質向上

① 職員の能力向上	総 務 G	23
② 人事交流	総 務 G	23
③ 職員意識改革の醸成	政 策 財 務 G	23
④ 要望・苦情等の共有化	住 民 活 動 G	23

4 協働と連携による行政経営の推進

(1) 町民と協働の推進

① 協働の推進	関 係 G	24
② 町民主体のまちづくり推進	住 民 活 動 G	24

基本方針

推進項目

取組項目

担 当 G

ページ

4 協働と連携による行政経営の推進

(1) 町民と協働の推進

③ 自主防災組織の育成と連携体制の確立	総 務 G	24
④ 男女共同参画の推進	住 民 活 動 G	24
⑤ 暴力団の排除の推進に関する条例の制定	住 民 活 動 G	25
⑥ 地域サポーター制度の見直し	住 民 活 動 G	25

(2) 透明度の高い市政の運営

① 文書管理体制の見直し	総 務 G	26
② ホームページのリニューアル	住 民 活 動 G	26
③ 広報誌のリニューアル	住 民 活 動 G	26
④ 財政状況の公表	政 策 財 務 G	26

(3) 町民参加の推進

① パブリックコメントの推進	住 民 活 動 G	27
② 町民アンケートの実施	政 策 財 務 G	27
③ モニター制度の導入	政 策 財 務 G	27
④ 広報を活用したアンケートの導入	住 民 活 動 G	27

(4) 民間活力の導入

① 美英福祉寮の管理運営	保 健 福 祉 G	28
② 労働会館・地域振興センターの管理運営業務	関 係 G	28
③ 給食センター調理部門の運営業務	給 食 セ ン タ ー G	28
④ 浄水場及び加圧ポンプの維持管理運営	水 道 G	28

(5) 連携による新たな取り組み

① 消防本部の広域連携	消 防 G	29
② 国民健康保険病院の広域連携	病 院 G	29

1 簡素で効率的・効果的な行政運営の推進

(1) 新たな行政運営システムの構築

No.1	項目	① 行政評価システムの本格導入	担当G	政策財務G
現状と課題 ▽ 取組内容	前例踏襲主義から脱却し、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善改革(Action)というサイクルにより成果を重視した政策の推進を図る。			
	平成24年度に試行導入した事務事業評価を検証するとともに、評価の統一性を図る観点から職員研修を実施し、本格導入するとともに、予算編成、人事管理に連動させ、施策評価の導入を目指す。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	施策評価導入	

No.2	項目	② 事務事業のマニュアル化	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	事務事業内容が細部までマニュアル化されていないため、業務改善が進みにくく前例踏襲主義に陥り易く、組織内部で相互チェックが困難。			
	全事務事業をマニュアル化することにより、作業の効率化、時間短縮され、課題が明確になり改善が図られるため、事務改善ガイドラインを作成するとともに、事務事業のマニュアル化を図る。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	ガイドライン作成	マニュアル化	

(2) 質の高いサービスの提供

No.3	項目	① 権限移譲の推進	担当G	関係G
現状と課題 ▽	国、道からの権限移譲について検討し、必要性が認められる事務事業については、積極的に実施し町民の利便性向上を図ります。			
取組内容	パスポートの発給事務など既に実施していますが、引き続き必要性が認められる事務事業については、積極的に実施します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.4	項目	② 窓口対応の向上	担当G	関係G
現状と課題 ▽	窓口対応は従来より親切丁寧になったと声を聞く一方、対応に対する苦情がゼロにならないのが現状であり、対応に対する苦情ゼロに向け取り組みます。			
取組内容	接遇研修を実施するとともに、窓口アンケートを実施し窓口対応向上に努めます。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

No.5	項目	③ 窓口業務の見直し	担当G	関係G
現状と課題 ▽	転入転出等の手続きの際、各手続窓口が一本化されていないことから、利便性の向上を図るために平成24年度に異動手続き案内を作成し来庁者に配布することによって利便性が向上した。			
取組内容	庁舎の構造上ワンストップ窓口の導入は困難なため、引き続き、利便性の向上に向け検討し可能なことから実施する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

No.6	項目	④ 電子申請の拡充	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽	インターネットが普及していることから、インターネットを活用した電子申請の拡充を図る。			
取組内容	既に活用している事務事業もありますが、引き続き電子申請の拡充を図る。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

(3) 公共施設の適正配置

No.7	項目	① 小中学校の適正配置	担当G	学校教育G
現状と課題 ▽ 取組内容	平成24年2月に福豊小学校地域懇談会にて複式校解消にかかる基本指針について説明し、8月にPTA臨時総会で承認され、平成26年3月末統合に向け進めている。			
	旭小学校と統合し、児童の教育環境の変化に十分配慮をし、通学手段を確保するとともに、地域の将来展望等に配慮した跡地利用とする。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎			

No.8	項目	② 季節保育所の統廃合	担当G	児童支援G
現状と課題 ▽ 取組内容	中央保育所及び美園保育所は少子化等に伴い、入園児童が減少しており定員の半数に満たない状況が続いている。			
	中央保育所は現況及び推移を把握しながら、美園保育所については、26年3月末休止に向け進める。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	検討 →	検討 →	

No.9	項目	③ へき地保育所の統廃合	担当G	児童支援G
現状と課題 ▽ 取組内容	集団保育を実施する上で少なくとも園児は10人以上が望ましい。近年は各へき地保育所とも10人以上の園児が通園しているが、今後10人を下まわる場合は統廃合に向け検討します。			
	現況及び推移を把握しながら、10人を下まわる見込みの場合は統廃合を検討します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	検討 →	

(4) 公共施設の効率的な維持管理

No.10	項目	① 公共施設の有効活用	担当G	関係G
現状と課題		必要性の低下した施設の転用、休廃止並びに効率的な施設運営を行うことによって、維持管理費を抑制します。		
取組内容		利用率の低い施設については統合等を検討し、また、施設の利用状況に応じた開館時間とする。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

No.11	項目	② 公共施設改修・長寿命化修繕計画の策定	担当G	総務G
現状と課題		町有財産の管理方針が統一化されておらず、一元管理されていない状況であり、庁舎を始めとする各施設の老朽化に伴う更新・修繕費用の増大や遊休施設の解消が図られない。		
取組内容		公共施設のストックを最大限活用した改修・長寿命化修繕計画に基づく施設整備に当たり、優先順位及び財政状況等を配慮した施設延命化の取り組みにより、トータルコストの削減を図ります。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	実施 ◎	

No.12	項目	③ 橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	担当G	建設G
現状と課題		本町には108橋の橋梁があり、計画の策定に向け平成24年度に老朽・腐食の程度調査を実施しており、25年度に計画策定する。		
取組内容		全橋診断し、橋梁の長寿命化計画を策定することによって、計画的かつ効率的な維持管理が可能になり、計画的な修繕を行うことによって橋梁の長寿命化を図る。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

No.13	項目	④ 公園施設長寿命化計画の推進	担当G	建設G
現状と課題		現在町が管理している都市公園は28カ所あり、経年劣化など老朽化した公園施設があるため、平成24年度に公園長寿命化計画を策定した。		
取組内容		中・長期的な将来像を見据えた計画を推進することによって、適切な維持・補修により「予防保全型管理」が可能になり、コストの削減及び長寿命化を図る。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

2 未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の自立性の確保

No.14	項目	① 計画的な財政運営の確保	担当G	政策財務G
現状と課題 ▽ 取組内容	平成24年度に平成34年までを計画期間とする第2次財政運営計画を策定しており、計画に沿った健全な財政運営を図る。			
	計画の進行管理を行い、一時的・臨時的な財政負担や国における地方財政計画の動向などを考慮して、必要に応じ時点修正を行い、一般財源に見合う歳出規模を目指すとともに、健全化判断比率の推移に留意します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.15	項目	② 公債費の抑制	担当G	政策財務G
現状と課題 ▽ 取組内容	町債残高を着実に圧縮して将来に負担を残さないため、事業の選択と集中により投資的経費を厳選した上でできる限り町債の新規発を抑制します。			
	「元金ベースのプライマリーバランスの黒字化」を厳守します。 (町債の新規発行より、返済額を増やす。)			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

(2) 歳入の確保

No.16	項目	① 新たな税財源の確保	担当G	税務G
現状と課題	行政サービスを安定的に行うため、新たな税財源を検討する。			
取組内容	町独自の法定外目的税や超過課税など、新たな税財源等の確保について、その必要性や可能性を調査、研究するとともに、都市計画税課税区域の拡大や入湯税の課税免除の対象について検討を行い、負担の公平と財源の確保に努めます。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	検討 →	

No.17	項目	② 新たな財源の確保	担当G	関係G
現状と課題	行政サービスを安定的に行うため、新たな財源の確保を検討するとともに、国、道の補助金に限らず、広く補助金制度について調査を行う。			
取組内容	広報誌に加え、ホームページ、公用車、封筒等への有料広告を検討するとともに、財団など民間を含めた補助金制度について調査を行い積極的に活用します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.18	項目	③ 寄附金制度の拡充	担当G	政策財務G
現状と課題	ふるさと寄附金制度を引き続き実施するとともに、寄附者の確保を目指す。			
取組内容	寄附者に対する特産品の充実を図るとともに、新たな寄附金制度を調査検討します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.19	項目	④ 使用料・手数料の見直し	担当G	政策財務G
現状と課題	公平性の確保と受益者負担の原則から、4年をサイクルとし使用料・手数料の見直しを実施していますが、著しく受益と負担の均衡が図られていないものについては、随時見直しを図ります。			
取組内容	施設等の有料化や原価計算、類似施設との均衡、財政状況、経済状況等を総合的に勘案し、積算根拠を明らかにした上で使用料・手数料の定期的かつ適切な見直しを行います。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	検討 →	

No.20	項目	⑤ 減免措置の見直し	担当G	政策財務G
現状と課題	公共施設等の各種減免措置を実施していますが、受益者負担の原則からその必要性を見直します。			
取組内容	受益者負担の原則、負担の公平性、現在の財政状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しを図ります。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	検討 →	

No.21	項目	⑥ 町外者利用による割増料金の設定	担当G	政策財務G
現状と課題	町外利用者による割増料金が設定されている施設と、されていない施設があるため、施設設置目的に鑑み必要に応じ料金設定します。			
取組内容	施設の使用料について、町外の住民が使用する場合は割増料金等の新設を検討します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	検討 →	

No.22	項目	⑦ 町有財産の売却及び貸付の推進	担当G	契約財産G
現状と課題	未利用状態にある普通財産については、「町有地売払要綱」等を適宜見直すとともに売払・貸付地等の情報公開を進めて積極的に売却を進め財源の確保に努めます。			
取組内容	売払条件の見直し、最低制限価格の設定条件の見直しなどを図り、売払いを推進するとともに、民間事業者の媒介などの手法について検討します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.23	項目	⑧ 安定的な税財源等の確保	担当G	関係G
現状と課題	町税等の収納向上により、行政サービスを安定的に行うための自主財源の確保及び負担の公平性の確保を図る。			
取組内容	庁内組織である「収納向上対策本部」の取り組みとして平成25年度中に第2次収納向上対策方針（平成26年度から平成30年度目標）を策定し、効果的な収納対策を図る。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.24	項目	⑨ 債権管理条例の制定について	担当G	関係G
現状と課題		町税等の収納向上により、自主財源の確保及び負担の公平性の確保を図るとともに、不納欠損処分等の要件を明確化する。		
取組内容		既存の債権関連条例の内容を補完し、迅速な処理のために必要な督促、訴訟提起、不納欠損処分等の要件手順を明確に規定する債権管理条例の制定に向け調査検討する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	実施 ◎	

No.25	項目	⑩ 新たな納付方法の導入	担当G	関係G
現状と課題		納税者や利用者の納付における利便性及び収納率の向上を図るため、新たな納付方法の導入を検討する。		
取組内容		コンビニ収納、クレジット収納、ペイジーネットワークの導入について、費用対効果を含めて検討する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	実施 ◎	

No.26	項目	⑪ 悪質滞納者対策	担当G	関係G
現状と課題		誓約不履行、支払相談を行う等の誠意にない者、折衝拒否等一部の悪質な滞納者が存在するため、公平性を守るためにも悪質滞納者対策が必要です。		
取組内容		悪質滞納者の氏名公表、あらゆるサービス、権利（法的制限の許容範囲）を総合的に制限する新たなサービス制限の強化拡大を検討する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	実施 ◎	

No.27	項目	⑫ 収納体制の強化	担当G	関係G
現状と課題		厳しい財政状況の中、収納率の向上を図るため、職員の資質向上を図るとともに職員配置、効率的な徴収組織体制等の改善が必要です。		
取組内容		債権回収業務の一元管理などの課題に対応できる各債権所管部署を統括マネジメントする部署の設置等、広域徴収体制の導入及び徴収業務の委託化を検討するとともに、滞納者情報の有効活用、人材育成を図ります。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		一部実施 ○	一部実施 ○	実施 ◎

(3) 歳出の抑制

No.28	項目	① 特別職給与の削減	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	平成10年から特別職給与を減額していますが、行政改革に取り組み決意と姿勢を示すとともに、人件費総額抑制のため引き続き実施します。			
	引き続き町長、副町長、教育長の給与を減額する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.29	項目	② 管理職手当の抑制	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	平成12年から管理職手当を減額していますが、行政改革に取り組み決意と姿勢を示すとともに、人件費総額抑制のため引き続き実施します。			
	引き続き管理職手当を減額する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.30	項目	③ 職員給与及び退職手当の適正化	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	職員給与、退職手当の適正化を図る。			
	職員給与は、人事院勧告を基本とし、また、退職手当制度については、国、道に合せて見直しを図ります。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.31	項目	④ 早期勧奨退職制度の推進	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	引き続き早期勧奨退職制度を推進し、人件費の総額を抑制します。			
	広く職員に対し制度を周知し早期勧奨退職者を募ります。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.32	項目	⑤ 補助金・負担金の見直し	担当G	総務G
現状と課題	社会情勢が変化する中、各補助金制度の目的、効果が適切かの検証が必要である。			
取組内容	行政評価システムと連動させ、目的、効果、成果を検証し、必要に応じて見直しを図るとともに、広く町民に公開できるよう補助一覧等を作成し公表する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

No.33	項目	⑥ 給付サービスの見直し	担当G	関係G
現状と課題	扶助費や給付型サービスなど社会情勢の変化に合わせた見直しを図ります。			
取組内容	扶助費全般について精査し、従来の給付型サービスから社会的自立を支援するサービスへの転換を図るとともに、国、道基準を上回っている事業については、その必要性を検証します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

No.34	項目	⑦ 内部管理経費の削減	担当G	総務G
現状と課題	従来から取り組んでいるが、引き続き内部管理経費の削減、施設の維持管理費の削減を継続して実施します。			
取組内容	職員に対しコスト意識を一層徹底させるために、コスト単価一覧等を作成し周知徹底する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

(4) 公営企業等の健全経営

No.35	項目	① 公共下水道及び個別排水事業の見直し	担当G	建設G
現状と課題		公共下水道特別会計及び個別排水処理特別会計については、一般会計からの繰出が毎年多額となっている。		
取組内容		受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを適宜行い、汚水処理経費の資本費に対する使用料充当率を引き上げるとともに、より一層のコスト縮減、業務の合理化、効率化を図り、運営の健全化に努める。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

No.36	項目	② 公営企業会計の導入	担当G	建設G
現状と課題		公営企業会計を導入することにより、一層、経営・財政状況を明確にし経営感覚を備えた事業運営が可能となる。		
取組内容		資産評価、資産・会計システムの構築等に人員、費用、期間を要するなどの課題が多いが、道内の動向等を踏まえ検討する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	検討 →	実施 ◎

No.37	項目	③ 国民健康保険事業の見直し	担当G	環境生活G
現状と課題		業務の効率化を徹底した経費の削減を図るとともに、受益者負担の適正化、医療費低減の啓蒙、健康づくり活動を行い医療費を抑制する。		
取組内容		医療費通知やジェネリック医薬品の利用促進、特定健診受診勧奨、レセプト点検の強化を図り医療費を抑制する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎

No.38	項目	④ 病院事業の見直し	担当G	病院G
現状と課題		独立採算の原則に基づき、将来にわたる的確な収支見通しの下に、徹底した経費の節減、業務の合理化効率化、収入の確保に努め、一層の経営健全化に努める。		
取組内容		平成21年に「美幌町立国民健康保険病院改革プラン」を策定しているので、計画に沿った取り組みを継続する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

No.39	項目	⑤ 水道事業の見直し	担当G	水道G
現状と課題  取組内容	独立採算の原則に基づき経営健全化を図るとともに、安全・安心な水を提供する。			
	平成20年度に策定した「水道ビジョン」に基づき安全で安心な水を提供するとともに、サービス水準の向上と経営基盤の強化を図る。			
年次	平成25年度		平成26年度	
推進目標	継続実施 ⇒		継続実施 ⇒	
			平成27年度	
			継続実施 ⇒	

3 組織の活性化と職員力の向上

(1) 効率的で機動的な組織体制の確立

No.40	項目	① 組織機構の見直し	担当G	総務G
現状と課題 ▽	取組内容	減少している職員数と今後の権限移譲や町民ニーズに対応していくために、限られた人員で迅速且つ柔軟に対応できるよう機動的な組織を確立する。		
		グループの統廃合を行い、常に最適な組織機構への見直しを図る。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒

No.41	項目	② 会議運営の見直し	担当G	総務G
現状と課題 ▽	取組内容	目的が明確にされていないなど多くの時間、回数を費やしている会議を改善する。		
		会議を効率的・効果的に運営できるよう進め方をルール化する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎		

No.42	項目	③ 職員連絡体制の強化	担当G	総務G
現状と課題 ▽	取組内容	災害発生時など職員への連絡は緊急連絡網により対応していますが、より迅速な情報伝達ができる体制づくりを検討します。		
		メール一斉配信等 I T を活用した連絡体制を検討する。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎		

(2) 適正な人事管理

No.43	項目	① 人事評価制度の導入	担当G	総務G
現状と課題	平成16年度から管理職を対象に試行導入したが、本格導入には至っていない。			
取組内容	管理職を始め全職員に本格導入し職員の勤務態度、能力、実績を適正に評価することにより、職員の意識改革、能力向上に繋がり、職場の活性化が期待できる。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎	

No.44	項目	② 定員の適正管理	担当G	総務G
現状と課題	厳しい経済情勢の中、職員の定数及び実人員の抑制は避けて通れないことから、町民サービスの低下を招くことのないよう適正に管理する。			
取組内容	職員個々の能力向上はもちろんのこと、ニーズに合わせ、適正に配置するとともに、人員の管理を行う。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.45	項目	③ 臨時・嘱託職員の適正配置	担当G	総務G
現状と課題	町民へのサービス低下を極力招かないよう、適正な職員配置・管理に努めます。			
取組内容	事務事業の見直しを行い真に必要な業務又は時期等に配慮し配置等の適正化を図ります。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

(3) 職員の資質向上

No.46	項目	① 職員の能力向上	担当G	総務G
現状と課題		行財政改革等により職員数が削減される中、職員ひとり一人の能力の向上が求められる。		
取組内容		平成13年に策定した人材育成方針の見直しを図るとともに、各種研修事業への派遣や職員自ら行う自己啓発研修の充実を図る。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎

No.47	項目	② 人事交流	担当G	総務G
現状と課題		道職員との人事交流を継続し実施します。		
取組内容		職員の能力・資質向上に大きな役割を果たしていることから、継続して実施します。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎

No.48	項目	③ 職員意識改革の醸成	担当G	政策財務G
現状と課題		職員一人ひとりが組織の目標や町民ニーズを理解・自覚し、自己啓発意欲の向上に努め、前例踏襲主義の脱却に向け積極的に挑戦する意識の醸成に向けた取り組みを行います。		
取組内容		町民サービスの向上や事務効率化のため、職員の創意工夫に基づく自由な発案を具体化させるため、職員提案制度の導入を検討するとともに、職員の意識改革を促す。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		実施 ◎	実施 ◎	実施 ◎

No.49	項目	④ 要望・苦情等の共有化	担当G	住民活動G
現状と課題		町民から寄せられる要望・苦情の多くは担当部局で処理され、広く職員に周知されていない。		
取組内容		各部局で情報を共有することにより、他部局での事例に学び、検証することで、業務改善のアイディアに繋がり、町民サービスの向上を図る。		
年次		平成25年度	平成26年度	平成27年度
推進目標		検討 →	実施 ◎	実施 ◎

4 協働と連携による行政運営の推進

(1) 町民との協働の推進

No.50	項目	① 協働の推進	担当G	関係G
現状と課題 ▽ 取組内容	多様なニーズ、地域課題に対応するため、公共的な課題・事業に町民、NPO法人、各種団体、企業参加を推進する。			
	協働のまちづくりを推進するため、協働の指針、マニュアル等を作成し、普及啓発を行うとともに、積極的な参加を推進する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	実施 ◎	

No.51	項目	② 町民主体のまちづくり推進	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	町民主体の町づくりの実現に向け、新たな公共の担い手となる人材の育成や町民が活動しやすい体制づくりが必要になる。			
	現在まちづくり活動奨励事業を実施していますが、内容の見直しを図るとともに、事業の推進を図る。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	実施 ◎	

No.52	項目	③ 自主防災組織の育成と連携体制の確立	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	安全安心なまちづくりのため、各自治会等では自主防災組織を設立していますが、引き続き組織づくりを支援します。			
	自助・共助・公助が効果的に機能するまちをめざし、自主防災組織の支援、育成を図るとともに、美幌町地域防災計画に基づき災害対策を行います。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.53	項目	④ 男女共同参画の推進	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	男女共同参画社会の形成のため、女性の社会参加を積極的に推進する。			
	附属機関等の委員会の女性登用率を30%以上確保します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

No.54	項目	⑤ 暴力団の排除の推進に関する条例の制定	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	美幌町くらし安全まちづくり条例で防犯、事故防止に必要な基本理念を定め、責務を明らかにし、防犯及び事故防止に対する意識の高揚と自主的な安全活動の推進しています。			
	暴力団を排除するために特化した条例を策定することで、より一層町民の安全で平穏な生活を確保する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎			

No.55	項目	⑥ 地域サポーター制度の見直し	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	自治会との身近な相談窓口として地域サポーター制度を導入し担当職員を派遣しているが、有効活用されていない。			
	サポーター制度では、職員は自身の自治会外の地域を担当しているため、有効活用されにくい。各職員が自分の地域で活動し、行政とのパイプ役となるよう地域活動を推進する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎	実施 ◎	

(2) 透明度の高い町政の運営

No.56	項目	① 文書管理体制の見直し	担当G	総務G
現状と課題 ▽ 取組内容	文書管理規則に基づき文書の管理をしていますが、情報共有や情報提供、説明責任を果たすため、より一層効率的、効果的な文書管理体制の構築が必要。			
	平成24年度に一部ファイリングシステムを試行導入、平成25年度中に検証する。検証結果により、本格導入又は、新たな管理体制を構築する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検証	実施 ◎		

No.57	項目	② ホームページのリニューアル	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	ホームページは平成24年度からシステムを活用し各担当で情報の編集と、発信を行っています。			
	町の魅力を最大限にPRできるよう、また、各種情報に辿り着きやすいよう工夫しリニューアルするとともに、新たな情報発信体制を検討する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎		

No.58	項目	③ 広報誌のリニューアル	担当G	住民活動G
現状と課題 ▽ 取組内容	月2回発行していた広報を○年から月1回にしたことなどにより、1回に発行する情報量が増えている。			
	内容を精査し、レイアウト文書表現を工夫し限られた紙面で有効に発信できるよう広報誌をリニューアルします。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎			

No.59	項目	④ 財政状況の公表	担当G	政策財務G
現状と課題 ▽ 取組内容	引き続き、町の財政状況を広く町民に周知し、財政状況の共有化を図るため、「グラフで見る財政状況」や「美幌町の今年のしごと」、「びほろの家計簿」を継続し作成する。			
	町民向けに分かり易い表現、内容等随時見直しを図り作成する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	

(3) 町民参加の推進

No.60	項目	① パブリックコメントの推進	担当G	住民活動G
現状と課題	町政の推進に町民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを推進します。			
取組内容	平成25年3月に策定したパブリックコメント手続条例に基づき、継続して実施します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 →	継続実施 →	継続実施 →	

No.61	項目	② 町民アンケートの実施	担当G	政策財務G
現状と課題	町政の推進に町民の意見を広く取り入れるため、町民アンケートを実施します。			
取組内容	町民アンケートを実施し町政に反映します。また、意見要望等については可能な限り回答します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	実施 ◎	継続実施 →	継続実施 →	

No.62	項目	③ モニター制度の導入	担当G	政策財務G
現状と課題	町民の声を町政に反映させるため、町民アンケートの他、簡易でタイムリーなアンケートを実施できる体制を構築する。			
取組内容	パソコン、携帯電話が普及していることから、町民にモニター登録をしてもらい、インターネットを利用した簡易的なアンケートを実施する制度の検討、研究を行う。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	実施 ◎	

No.63	項目	④ 広報を活用したアンケートの導入	担当G	住民活動G
現状と課題	町民の声を町政に反映させるため、町民アンケートの他、簡易でタイムリーなアンケートを実施できる体制を構築する。			
取組内容	毎月発行している広報誌に、簡易的なアンケートを添付するなど検討・研究を行う。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎		

(4) 民間活力の導入

No.64	項目	① 美英福祉寮の管理運営	担当G	保健福祉G
現状と課題 ▽	直営で管理運営していますが、築後38年が経過し施設の老朽化が著しく居室が狭いことから、同施設ので継続運営は困難です。			
取組内容	平成26年度を目標に民間事業所による同等施設の開設運営を推進する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎		

No.65	項目	② 労働会館・地域振興センターの管理運営業務	担当G	関係G
現状と課題 ▽	直営で管理運営しているため、指定管理者制度の導入を含めて検討する。			
取組内容	利用団体を交えて指定管理者について、協議検討する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	実施 ◎	

No.66	項目	③ 給食センター調理部門の運営業務	担当G	給食センターG
現状と課題 ▽	直営で実施しているため、指定管理者制度の導入を含めて検討する。			
取組内容	指定管理者制度等の導入について調査検討する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	実施 ◎	

No.67	項目	④ 浄水場及び加圧ポンプの維持管理運営	担当G	水道G
現状と課題 ▽	安全安心な水を提供するために、浄水場の日常点検、施設管理等を専門知識を有する嘱託職員(1人)が行っているため、任期満了に伴う技術の継承が懸念される。			
取組内容	浄水場の維持管理を民間に委託することにより技術の継承がなされ安定的に運営が可能となるため、民間委託等について検討する。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	実施 ◎		

(5) 連携による新たな取り組み

No.68	項目	① 消防本部の広域連携	担当G	消防G
現状と課題  取組内容	消防法の改正等により広域化が進められており、北海道においても、北海道消防広域化促進計画が平成20年に策定されている。			
	広域化にいて検討を進めているが、各市町村間での具体的な検討には至っていないが、効率的で効果的な組合消防体制を検討します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	検討 →	検討 →	検討 →	

No.69	項目	② 国民健康保険病院の広域連携	担当G	病院G
現状と課題  取組内容	自治体病院が担うべき役割を明確にし、他の医療機関と連携により、「地域完結型」の医療体制の構築を推進する。			
	引き続き他医療機関と連携し、病診・病病連携を強化、推進します。			
年次	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
推進目標	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	継続実施 ⇒	